

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部研究用微生物実験安全運営規則

平成14年7月18日教授会承認

平成16年4月 1日改正

平成17年4月 1日改正

令和4年2月 17日改正

(目的)

第1条 この規則は、遺伝子組換え生物等の使用等の法律等（以下法律等という。）、東京大学研究用微生物安全管理規則（平成11.11.16）（以下「管理規則」という。）に基づき、大学院総合文化研究科・教養学部（以下「研究科」という。）における研究用微生物実験（以下「実験」という。）の安全確保に関し、必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則の解釈に関する用語の定義については、法律等、管理規則及び東京大学研究用微生物安全管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるところによる。

(対象)

第3条 この規則は、研究科において行われるレベル2以上の微生物実験を対象とする。

(研究科長の任務)

第4条 研究科長は、管理規則及びマニュアルに掲げる任務を果たすとともに、研究科における実験の安全確保について総括管理する。

2 研究科長は、研究科においてレベル3以上の実験を行う場合に、微生物管理区域を指定し、危険防止主任者を任命する。

(委員会の設置)

第5条 管理規則第6条の規定に基づき、研究科に東京大学大学院総合文化研究科・教養学部研究用微生物委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の任務)

第6条 委員会の任務は、管理規則第8条、マニュアル第5条、第15条、及び16条並びに次の各号に掲げる項目について調査審議し、研究科長に報告等を行う。

- (1) 微生物の利用、保管、及び供与の承認に関すること。
- (2) 微生物の病原性のレベルの分類に関すること。
- (3) マニュアルとの適合性に関すること。
- (4) 特に危険度の高い病原体を取り扱う室の施設設備の適合性に関すること。
- (5) 微生物分与輸送等における安全装置に関すること。
- (6) 実験計画、実験材料廃棄処理等の安全性に関すること。
- (7) その他、微生物の安全管理及び実験の安全確保に関すること。

2 委員会は、研究科で行われる実験に関して、研究科長の諮問に応じて、実験の申請に

関しての承認について審議し、研究科長に報告する。

- 3 委員会は、必要に応じて利用責任者及び保管責任者に対し微生物の安全管理に関する報告を求めることができる。
- 4 委員会は、安全かつ責任をもって実験が遂行されるように、実験実施者とその指導教官に対し、講習会等の教育訓練を実施しなければならない。
- 5 委員会は、マニュアル第15条に規定する異常事態が発生した場合は、必要に応じ所用の応急処置を講じなければならない。
- 6 委員会は、マニュアル第16条に規定する緊急事態が発生した場合は、緊急対策本部が設置されるまでの間、緊急事態に即応した所用の措置を講ずるとともに、緊急事態及び講じた措置の内容等を速やかに研究科長に報告しなければならない。

(組織)

第7条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者とし、研究科長が委嘱する。

- (1) 実験責任者 若干名
- (2) 実験に従事しない系の教授又は准教授 若干名
- (3) その他、委員会が必要と認めた者 若干名

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、研究科長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、マニュアル第15条及び第17条に規定する任務を行うとともに委員会の事務を総括する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第9条 委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長が任期途中で交代する場合の後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が任期途中で交代する場合においても、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の設置)

第10条 研究科における研究用微生物P2実験室の管理運営に関する事項を審議するため、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部研究用微生物P2実験室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営等については、委員長が別に定める。

(利用マニュアル)

第11条 運営委員会は、研究科において実験室等における微生物の取り扱いを安全に行うために、利用マニュアルを別に制定する。

(庶務)

第12条 委員会に係る庶務は、事務部研究支援室において処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、別に委員会の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月17日から施行する。